○財務省告示第八十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四千二百五十九番地）	官民協働海外留学支援制度大学生等コース（家計基準内）及び官民協働海外留学支援制度高校生等コース（ＳＴＥＡＭ探究コース・家計基準内）に係る費用（令和八年度事業分）	令和八年三月三十一日から同年十二月三十一日まで

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、通商産業省、厚生省、令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき八、七七九円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき九、八三九円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一六、四二一円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき四、〇八〇円

改正前

特定分別基準適合物	再商品化の手法	単価
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき六、三一五円
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき七、〇八四円
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	カレットを得るための手法	一トンにつき一三、九六七円
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	製紙原料等又は古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等を得るための手法であって、当該製紙原料又は当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤若しくは古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物から固形燃料又はフラフ燃料を得るためのもの	一トンにつき二、六七六円

○財務省告示第八十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（愛知県名古屋市中区三の丸三丁目二番一号愛知県東大手庁舎内）の項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第八十六号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金